

令和2年度(2020年度)

管理事業名	社会福祉事業			総合計画の体系	大綱 3 福祉・健康 政策 3 地域での暮らしを支えるまちづくり 施策 1 地域福祉の推進
主な歳出 予算科目	一般会計	(款) 3	民生費	(項) 1	社会福祉費 (目) 1 社会福祉総務費
部局名	福祉部	予算執行所属	福祉総務室・総合福祉会館・生活福祉室・高齢福祉室・障がい福祉室		
予算大事業名	上記以外の歳出予算科目及び予算大事業名				
一般事務事業、社会福祉事業	(款) 民生費(項) 社会福祉費(目) 厚生援護費 社会福祉事業 (款) 民生費(項) 災害救助費(目) 災害救助費 社会福祉事業				
事業の目的と概要					
【目的】住民主体の地域福祉活動を促進するため、住民同士の交流を促進する取組を行っています。また地域住民や関係機関と連携し、災害発生時に災害時要援護者支援が適切に行える体制づくりを進めます。					
【概要】・地域福祉活動推進事業(吹田市民生・児童委員協議会や(福)吹田市社会福祉協議会等の地域福祉活動の担い手に対し、地域福祉の推進に寄与する事業に対する補助や委託を行うとともに、人材育成や活動の場の確保に対する支援を行っています。また、災害時要援護者に対する支援体制の構築に向けた取組等、地域福祉の向上を図ります。)					
・地域福祉施策推進事業(地域福祉計画の策定及び進行管理、社会福祉に関する事項の調査審議を行う吹田市社会福祉審議会の運営、民生委員推薦会の運営、本市の地域福祉施策の推進)					
・戦没者追悼式実施等事業(戦没者追悼式の実施及び戦没者遺族に対する特別弔慰金等の支給)					
・災害に係る見舞金等の支給及び貸付事業(災害による被災者に対する支援を目的として、災害見舞金等の支給又は災害援護資金等の貸付)					

I 事業の成果(実績)

指標名	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	成果指標の定義
小地域ネットワーク活動回数	件	2,038	1,794	394	小地域ネットワーク活動のグループ援助活動の実施回数
コミュニティソーシャルワーカーの年間相談件数	件	1,321	1,247	1,512	コミュニティソーシャルワーカーが受けた年間相談件数
研修等参加人数	人	1,706	932	807	地域福祉活動団体の人材育成に係る研修に対する年間参加人数(民生・児童委員協議会、保護司会、更生保護女性会、BBS会、赤十字奉仕団、献血推進協議会)
災害時要援護者支援に関する協定締結数	件	37	41	42	災害時要援護者支援に関する協定の年度末締結件数(累積件数)(要援護者名簿提供、福祉避難所に関する協定)
ボランティアセンター登録団体数	件	98	102	100	ボランティアセンター((福)吹田市社会福祉協議会に設置)に登録する団体数
成果の説明	コミュニティソーシャルワーカーの総合相談窓口としての活動により、要援護者への支援のほか、住民活動のコーディネート等の支援を行うことで地域での住民相互による支えあい活動が実施されました。小地域ネットワーク活動により、住民による地域のつながりづくりを行うことで、地域福祉活動が実施されましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、活動数は大きく減少しました。地域福祉活動団体の活動についても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、活動が大きく制限されました。また、団体の人材育成に係る研修についても、制限があり、参加人数としては減少しました。災害時要援護者支援に関する取り組みについては、地域支援組織への名簿の提供に関する協定締結数を1件増やすことができました。				

II 財務情報

◆行政コスト計算書

(単位:千円)

勘定科目	平成30年度	令和元年度 A	令和2年度 B	差額 B-A
地方税	-	-	-	-
分担金及び負担金	-	-	-	-
使用料及び手数料	-	-	-	-
国庫支出金(経常費用充当)	-	-	28,987	28,987
府支出金(経常費用充当)	76,957	50,499	10,363	△40,136
財産収入	-	-	-	-
寄附金	35	13,177	156	△13,021
他会計からの繰入金	-	-	-	-
受取利息及び配当金	226	226	244	17
その他	253	433	351	△82
経常収入 小計(a)	77,470	64,335	40,100	△24,235
給与関係費	249,752	111,717	109,063	△2,654
物件費	102,625	108,534	111,796	3,262
維持補修費	1	-	-	-
社会保障扶助費	1,011	-	-	-
負担金・補助金・交付金等	92,632	105,887	115,258	9,372
特別会計への繰出金	-	-	-	-
減価償却費	-	1,152	1,152	△0
徴収不能引当金繰入額	-	927	△595	△1,522
賞与引当金繰入額	21,244	9,256	9,203	△53
退職手当引当金繰入額	33,508	7,216	108	△7,108
支払利息	-	291	268	△24
その他	-	-	-	-
経常費用 小計(b)	500,773	344,979	346,253	1,274
経常収支差額(a)-(b)=(c)	△423,302	△280,644	△306,153	△25,509
特別収入	-	-	-	-
固定資産売却益	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
特別収入 小計(d)	-	-	-	-
特別支出	-	-	-	-
固定資産除売却損	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
特別支出 小計(e)	-	-	-	-
特別収支差額(d)-(e)=(f)	-	-	-	-
一般財源調整額(g)	-	-	-	-
当期収支差額(c)+(f)+(g)	△423,302	△280,644	△306,153	△25,509
一般財源充当額	420,403	303,837	324,883	21,046
一般会計からの繰入金	-	-	-	-
一般会計への繰出金	-	-	-	-
再計	△2,899	23,193	18,731	△4,462

行政コスト計算書の主な増減理由(特徴的な事項)

勘定科目	決算額の主な内容
府支出金	中核市移行に伴い、大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金が不交付となったため(42,765千円減)
物件費	地域支えあいネットワーク推進事業委託料101,526千円(420千円増) 災害見舞金支給 890千円(550千円増) 新型コロナウイルス感染症対策用備品等購入費(福祉避難所)1,449千円(皆増)
負担金・補助金・交付金等	地域福祉推進活動補助金61,043千円(5,771千円減) 民生委員活動費実費弁償費及び民生委員会長活動費実費弁償費負担29,648千円(中核市移行に伴う皆増)

◆キャッシュ・フロー収支差額集計表 (単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度 A	令和2年度 B	差額 B-A
行政サービス活動収入	77,317	64,488	40,105	△24,383
行政サービス活動支出	487,788	344,104	353,818	9,714
行政サービス活動収支差額	△410,471	△279,615	△313,713	△34,098
投資活動収入	-	60	60	0
投資活動支出	9,932	23,134	10,083	△13,051
投資活動収支差額	△9,932	△23,074	△10,223	13,051
財務活動収入	-	-	-	-
財務活動支出	-	1,148	1,148	-
財務活動収支差額	-	△1,148	△1,148	-
収支差額 合計	△420,403	△303,837	△324,883	△21,046
一般財源充当額	420,403	303,837	324,883	21,046
一般会計からの繰入金	-	-	-	-
一般会計への繰出金	-	-	-	-
前年度からの繰越金	-	-	-	-

キャッシュ・フロー収支差額集計表の特徴的な事項

決算額の主な内容	【投資活動支出】地域福祉推進費積立金(地域福祉基金への積立金 10,083千円)
----------	------------------------------------------

◆単位あたりのコスト分析(「経常費用 小計(b)」を「実績」で割って円単位で算出しています。)

指標名	年度	実績	単位あたりコスト	分析内容(前年度との増減理由)
市民1人当たりに対する地域福祉推進に必要なコスト	平成30年度	371,030 人	1,350 円	給与関係費、退職手当引当金繰入額の減額等により、単位あたりコストが4円減りました。
	令和元年度	373,978 人	923 円	
	令和2年度	376,944 人	919 円	
災害見舞金等の支給1件あたりのコスト	平成30年度	30 件	187,876 円	社会福祉事業の経常費用 346,253,000円のうち、災害見舞金等の支給に係る経常費用は4,770,979円であり、1件あたり251,104円の費用がかかっています。
	令和元年度	8 件	203,651 円	
	令和2年度	19 件	251,104 円	

◆貸借対照表

(単位:千円)

勘定科目	令和元年度末 A	令和2年度末 B	差額 B-A	勘定科目	令和元年度末 A	令和2年度末 B	差額 B-A
現金預金	-	-	-	流動負債	10,403	10,350	△53
未収金	3,330	3,265	△65	地方債	-	-	-
流動資産	-	-	-	短期借入金	-	-	-
財政調整基金	-	-	-	賞与引当金	9,256	9,203	△53
短期貸付金	-	-	-	未払金	-	-	-
徴収不能引当金	△1,853	△1,853	-	リース債務	-	-	-
その他流動資産	-	-	-	その他流動負債	1,148	1,148	-
固定資産	-	-	-	固定負債	103,746	94,529	△9,217
事業用資産	-	-	-	地方債	-	-	-
有形固定資産	20,466	19,314	△1,152	長期借入金	-	-	-
土地	-	-	-	退職手当引当金	91,123	83,054	△8,069
建物・工作物	20,466	19,314	△1,152	リース債務	-	-	-
リース資産	-	-	-	その他固定負債	12,623	11,475	△1,148
建設仮勘定	-	-	-	負債の部合計	114,149	104,879	△9,270
無形固定資産	-	-	-	純資産	636,110	654,841	18,731
オンライン資産	-	-	-	重要物品	-	-	-
土地	-	-	-	図書館資料	-	-	-
建物・工作物	-	-	-	投資その他の資産	728,316	738,994	10,678
建設仮勘定	-	-	-	出資金	1,950	1,950	-
重要物品	-	-	-	長期貸付金	-	-	-
図書館資料	-	-	-	基金	737,392	747,474	10,083
投資その他の資産	728,316	738,994	10,678	徴収不能引当金	△11,025	△10,430	595
出資金	1,950	1,950	-	その他債権	-	-	-
長期貸付金	-	-	-	資産の部合計	750,259	759,720	9,461
基金	737,392	747,474	10,083	負債及び純資産の部合計	750,259	759,720	9,461
徴収不能引当金	△11,025	△10,430	595				
その他債権	-	-	-				

Ⅲ 財務構造分析

▽人にかかるコストの内訳

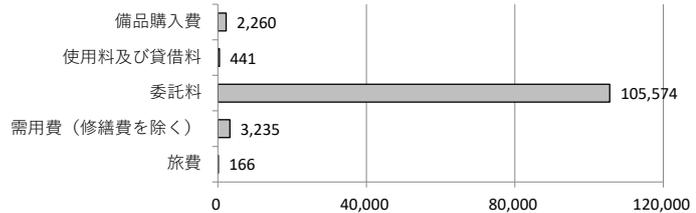
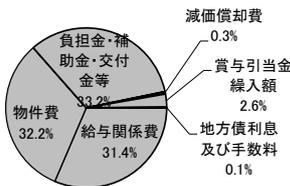
	常勤・再任用 月平均	会計年度任用等 年間従事日数	特別職非常勤 年間従事日数	
事業従事人数	14人	486日	日	
給与関係費等	113,453千円	4,920千円	0千円	合計(千円) 118,373
内、時間外勤務手当	4,088千円			

貸借対照表の主な増減理由(特微的な事項)

勘定科目	増減理由
出資金	(一財)大阪府地域福祉推進財団出捐金
基金	地域福祉基金への積立10,083千円増

▽経常費用の構成割合

物件費の内訳(単位:千円)



▽施設の概況

施設の名称	内本町コミュニティセンターほか
取得年月日	平成8年4月1日
建物・工作物の取得価額	45,585千円
建物・工作物の減価償却累計額	26,271千円
利用料金収入	-千円

▽分析指標

(単位:%)

分析指標	年度	平成30年度	令和元年度 A	令和2年度 B	差 B-A
受益者負担比率		-	-	-	-
徴収不能引当率		-	79.9	81.9	2.0
一般財源充当比率		84.5	82.5	89.0	6.5

Ⅳ 総括

▽分析結果の説明

地域福祉の推進を活動目的とする団体に対して、その団体の役割に応じた適切な支援となるよう事業内容等を精査し、補助を行いました。補助金等の交付により、(福)吹田市社会福祉協議会の地域福祉推進活動及び地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動が実施され、地域福祉の推進が図られました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により活動数は減少しています。経常費用の物件費の主なものは、地域支えあいネットワーク推進事業や戦没者追悼式及び行旅死人数等取扱に係る業務委託料です。被災者生活再建支援事業に伴う支援金の支給は令和元年度で終了しました。

▽分析結果を踏まえた事業の課題

市内を6ブロックに分けて配置しているコミュニティソーシャルワーカーは、要援護者を支援し、地域での支えあいのネットワーク構築のため重要な役割を担っており、相談件数は増加しています。しかし、住民による地域のつながりづくりを行うための小地域ネットワーク活動については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により活動の自粛や中止を余儀なくされており、特微的な事業形態を認定する等、事業手法を工夫しましたが、活動数は大きく減少しています。今後も通常の活動の自粛や中止が見込まれる場合は、地域福祉活動を停滞させないためにも、既存の事業体系の見直しや新たな事業手法の構築が必要です。引き続き地域福祉活動を推進していくために、(福)吹田市社会福祉協議会とのさらなる連携・協働を行います。地域福祉活動団体については、担い手の不足や高齢化が課題となっており、今後、担い手の確保方策や育成等を検討する必要があります。災害時要援護者支援については、災害対策基本法の改正により、全国的に早急に個別避難計画の策定などに取り組むよう指針が示されたこともあり、行政や地域の支援体制の構築など取り組みを進めていく必要があります。先の大戦での戦没者、原爆死没者ならびに戦争犠牲者に対し追悼の誠を捧げ、恒久平和の誓いをこめて追悼式を開催することは、過去の歴史を振り返り、平和への思いを再確認するのにも大変貴重な機会となっており、今後も継続して開催していくことは意義あるものだと考えています。災害に係る見舞金等の支給及び貸付事業により、自然災害被害における被災者に対する見舞金等の支給及び貸付を迅速に行うことは、災害により困窮する被災者への救済支援として大変意義があると考えています。